

監査措置状況報告書

令和3年2月12日

実施年度	令和2年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）	
監査実施日	令和2年11月5日（木）～12月11日（金）			
担当部署	都市政策部 都市計画課	内線	2334	

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	改善中
	概	要
<p>○原山市民公園</p> <p>原山市民公園は、平成30年度末の協定期間満了に合わせて募集方法が非公募から公募となり、選考の結果、平成31年度から指定管理者が交代し、新宮地区まちづくり協議会となった。</p> <p>指定管理者は、当公園内の食堂を運営するNPO法人から使用料を徴収しているが、その積算は、高山市都市公園条例第11条に基づく「販売行為を行う場合1人1日200円」を適用し、「営業日1日当たり従業員数3人」として慣例的に行われている。食堂は年間を通じて継続的に営業しており、同条例別表で定める行為とは性質が異なるため、この算出方法を適用することが適切か検討されたい。</p> <p>また、平成31年度に指定管理者が行った自主事業の収支差引額がマイナスとなっていたが、当該事業は新宮地区まちづくり協議会の年間事業計画の一部であることから、同協議会が負担した財源を自主事業の収入に計上すべきであった。担当課は、事業報告の内容を十分に精査し、指定管理者を適切に指導されたい。</p>	<p>都市公園内の食堂の運営により飲食物を販売する行為に対しては、現在、高山市都市公園条例第11条の規定に基づき、敷地面積1㎡/年あたり1,000円の使用料に、販売行為を行う従業員1人/日あたり200円の使用料を上乗せし、算出しているところです。年間を通じた継続的な販売行為と、一時的な販売行為に明確な差があるべきとしてのご指摘と捉えましたので、他施設や他自治体の状況等も確認し、見直しの必要性も含めて検討します。</p> <p>今後は、事業報告及び決算の内容について、十分に精査し、指定管理者に適切な指導を行います。</p>	

監査措置状況報告書

令和3年2月12日

実施年度	令和2年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）	
監査実施日	令和2年11月5日（木）～12月11日（金）			
担当部署	水道部 上水道課	内線	2254	

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>○高山市水道施設</p> <p>高山市水道施設は、公募による選考の結果、平成31年度から令和5年度まで、前期間と同一の指定管理者が受託している。</p> <p>水道は、市民が安全で健康的な日常生活を営む上で不可欠なライフラインである。</p> <p>市は、平成31年度から水質検査など指定管理業務の範囲を大幅に拡大したが、施設全体を管理監督すべき立場にあることに変わりはない。専門的な知識・技能の低下をきたすことのないよう、引き続き人材育成に努められたい。</p>	<p>安全で安心して飲用できる水道水の供給及び安定的な水道事業の運営に向けて、引き続き市は水道事業全体の管理監督者として、指定管理者や関係事業者との連携による人材育成に努めます。</p>	

監査措置状況報告書

令和3年2月12日

実施年度	令和2年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）	
監査実施日	令和2年11月5日（木）～12月11日（金）			
担当部署	商工観光部 観光課	内線	2209	

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	改善中
	概	要
<p>○荘川の里</p> <p>荘川の里は、非公募により平成31年度から令和5年度まで、前期間と同一の指定管理者が受託している。</p> <p>当施設は、高山市観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則に規定がないにもかかわらず、長年にわたって慣例的に毎週水曜日を休館日としていた。</p> <p>実態に合致した規則に改正されたい。</p>	<p>荘川の里の休館日については、実態に合致するよう規則改正を進めています。</p>	

監査措置状況報告書

令和3年2月12日

実施年度	令和2年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）	
監査実施日	令和2年11月5日（木）～12月11日（金）			
担当部署	市民活動部	スポーツ推進課	内線	2357

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>○国府B&amp;G海洋センター体育館、国府B&amp;G海洋センタープール</p> <p>国府B&amp;G海洋センター体育館及びプールは、公募による選考の結果、平成31年度から令和5年度まで、前期間と同一の指定管理者が受託している。</p> <p>指定管理者は、国府地区の他の体育施設とともに計4施設を管理しており、各施設の会計業務は指定管理者の本社で行っている。</p> <p>これら4施設に係る本社経費を一括して体育館の管理費に計上しているが、適切な会計処理とは言えず、今後は各管理施設に按分して計上されたい。</p> <p>また、自主事業として「かなづち水泳教室」を実施したとの報告があり、収支決算も自主事業に計上されていた。この事業については仕様書に明記されており、自主事業には該当しないことから、指定管理業務で決算処理すべきであった。担当課は、事業報告の内容精査を十分に行い、指定管理者を適切に指導されたい。</p>	<p>本社経費については、各管理施設に按分して計上するよう指定管理者に指導しました。</p> <p>「かなづち水泳教室」はご指摘のとおり自主事業ではないため、指定管理者を指導するとともに、今後は事業報告の内容精査を十分に行います。</p>	

監査措置状況報告書

令和3年2月12日

実施年度	令和2年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）	
監査実施日	令和2年11月5日（木）～12月11日（金）			
担当部署	都市政策部 都市計画課	内線	2334	

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>○協定書の記載誤りについて</p> <p>指定管理者と市が締結した協定書において、原山市民公園では、平成31年度協定書の文中、「原山市民公園、松倉シンボル広場の管理」とすべきところを「城山公園の管理」と記載されていた。</p> <p>今後は、市と指定管理者双方が確実に確認した上で締結されたい。</p>	<p>協定書の記載誤りを訂正しました。今後、市と指定管理者双方で文言確認を徹底します。</p>	

監査措置状況報告書

令和3年2月12日

実施年度	令和2年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）	
監査実施日	令和2年11月5日（木）～12月11日（金）			
担当部署	水道部 上水道課	内線	2254	

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>○協定書の記載誤りについて</p> <p>指定管理者と市が締結した協定書において、高山市水道施設では、変更協定書文中の基本協定書の締結日が誤っていた。                      今後は、市と指定管理者双方が確実に確認した上で締結されたい。</p>	<p>変更協定書の記載誤りを訂正しました。今後、市と指定管理者双方で文言確認を徹底します。</p>	

監査措置状況報告書

令和3年2月12日

実施年度	令和2年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）
監査実施日	令和2年11月5日（木）～12月11日（金）		
担当部署	都市政策部 都市計画課	内線	2334

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>○モニタリング調査の実施について（原山市民公園）</p> <p>今回の監査対象のうち、利用者に対するアンケートが未実施の施設があったほか、実施率が極端に低い施設や、調査対象を施設見学者や使用許可申請者に限定していた施設も見受けられた。</p> <p>基本協定第25条では、「指定管理者は、利用者からの評価等を適切に把握するため、モニタリング等で利用者満足度調査を実施し報告する」と定めており、担当課は、調査の実施について適切に指導されたい。</p>	<p>原山市民公園の利用者満足度調査については、平成31年度の調査件数が少なかったことを踏まえ、令和2年度の年度当初に調査方法の見直しを指定管理者に指示して、11月時点で253名から回答を得るなど改善しました。</p> <p>今後も引き続き、適切な調査の実施を指導します。</p>	

監査措置状況報告書

令和3年2月12日

実施年度	令和2年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）	
監査実施日	令和2年11月5日（木）～12月11日（金）			
担当部署	水道部 上水道課	内線	2254	

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>○モニタリング調査の実施について（高山市水道施設）</p> <p>今回の監査対象のうち、利用者に対するアンケートが未実施の施設があったほか、実施率が極端に低い施設や、調査対象を施設見学者や使用許可申請者に限定していた施設も見受けられた。</p> <p>基本協定第25条では、「指定管理者は、利用者からの評価等を適切に把握するため、モニタリング等で利用者満足度調査を実施し報告する」と定めており、担当課は、調査の実施について適切に指導されたい。</p>	<p>高山市水道施設の利用者満足度調査については、上野浄水場見学者に対する意見聴取や上水道課カウンター窓口へのアンケート回収箱の設置により実施していましたが、今年度から指定管理者のホームページにアンケートフォームを作成し、充実を図っています。</p> <p>今後も、QRコードの活用など、より多くの利用者からの評価等を把握できるよう指定管理者と連携して取り組みます。</p>	



監査措置状況報告書

令和3年2月12日

実施年度	令和2年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）
監査実施日	令和2年11月5日（木）～12月11日（金）		
担当部署	商工観光部 観光課	内線	2209

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>○モニタリング調査の実施について（荘川の里）</p> <p>今回の監査対象のうち、利用者に対するアンケートが未実施の施設があったほか、実施率が極端に低い施設や、調査対象を施設見学者や使用許可申請者に限定していた施設も見受けられた。</p> <p>基本協定第25条では、「指定管理者は、利用者からの評価等を適切に把握するため、モニタリング等で利用者満足度調査を実施し報告する」と定めており、担当課は、調査の実施について適切に指導されたい。</p>	<p>荘川の里の利用者満足度調査については、複数箇所へのアンケート回収箱の設置により実施していましたが、利用者への直接聴取も追加するよう指導しました。</p> <p>今後も引き続き、適切な調査の実施を指導します。</p>	

監査措置状況報告書

令和3年2月12日

実施年度	令和2年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）	
監査実施日	令和2年11月5日（木）～12月11日（金）			
担当部署	市民活動部	スポーツ推進課	内線	2357

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	改善中
	概	要
<p>○モニタリング調査の実施について（国府B&amp;G海洋センタープール）</p> <p>今回の監査対象のうち、利用者に対するアンケートが未実施の施設があったほか、実施率が極端に低い施設や、調査対象を施設見学者や使用許可申請者に限定していた施設も見受けられた。</p> <p>基本協定第25条では、「指定管理者は、利用者からの評価等を適切に把握するため、モニタリング等で利用者満足度調査を実施し報告する」と定めており、担当課は、調査の実施について適切に指導されたい。</p>	<p>利用者満足度調査を未実施の国府B&amp;G海洋センタープールについては、指定管理者とともに効果的な方法等を検討のうえ、来年度から実施します。</p> <p>（現在閉鎖中）</p>	

監査措置状況報告書

令和3年2月12日

実施年度	令和2年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）	
監査実施日	令和2年11月5日（木）～12月11日（金）			
担当部署	総務部 行政経営課	内線	2478	

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>○収入の計上方法について</p> <p>売上収入がある施設において、収支決算状況報告の使用料収入に入場料と売店売上げが一括計上されていた。売店等売上げは使用料収入と別に計上すべきであり、報告様式について収入項目を増やすなど、収入の計上方法を検討されたい。</p>	<p>事業報告における指定管理施設の収入については、施設使用料や売店売上げ等を一括して計上していますが、収入の内訳が把握できるよう、報告様式を改訂します。</p>	

監査措置状況報告書

令和3年2月12日

実施年度	令和2年度	監査種別	財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）	
監査実施日	令和2年11月5日（木）～12月11日（金）			
担当部署	総務部 行政経営課	内線	2478	

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>○利用実績の評価について</p> <p>利用実績の評価について、やむを得ない要因によって前年度より低くなった場合でも、自動計算のまま「e」評価となっていた。実情を考慮した評価とされたい。</p>	<p>指定管理施設の実績評価については、実績評価記載要領の留意事項として「一定の評価方法により実績評価を行っているが、該当施設に特別な事情が生じた場合などは、施設の実情に応じ評価すること」と各所管課へ通知しています。今後の実績評価においては、改めてこの主旨を丁寧に周知し、適正に評価するよう徹底します。</p>	